

福井市木材利用基本方針

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定及び公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「国基本方針」という。）に基づき、福井県が定める福井県木材利用基本方針（令和 4 年 4 月 1 日付け県材第 134 号、公建第 40 号）及び福井市森林整備・林業成長産業化推進プラン（令和 3 年 3 月）に則して策定するものであり、福井市（以下「本市」という。）における木材の利用推進に関する方針等を定めるものである。

第 1 建築物等における木材の利用の促進の意義と効果

本市の約 60%を占める森林は、土壌の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民の生活及び市経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、本市では原木の安定供給や木材需要拡大に向けた対策や担い手の確保・育成の対策等を進め、素材生産量や林業従事者数は増加傾向にある。そうした中で、建築用木材の需要を拡大することは、木材価格の適正化に寄与するとともに、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化に資するものである。

また、地球温暖化等の環境問題の解決には、資源やエネルギーの節約、リサイクル利用、自然エネルギーの活用など低炭素社会の実現に向けた循環型社会の構築が必要不可欠になっており、その中で木材利用による環境負荷の低減が大きな役割を果たしている。

木材は、炭素の貯蔵機能を有し再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、市産材又は県産材（以下「市産材等」という。）の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、軽くて丈夫にもかかわらず加工が容易であることや、断熱性・調湿性に優れてやわらかであることから健康に優しいことなどの特性がある。

これらのことを踏まえ、本市では公共施設等での木造化・木質化及び公共工事での木材利用のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中大規模建築物を含め建築物全体における木材利用、特に市産材等の利用を積極的に推進するものとする。

第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき建築物

本市において木材の利用を促進すべき建築物は、法第2条第1項に規定する建築物とし、本市が木材利用に取り組む公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物とする。

2 建築物等における木材利用の方向性

本市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間の建築物においても積極的に県産材等が利用されるよう、建築物を整備する事業者に対し、関係者と連携し木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。

建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向は以下のとおりとする。

- (1) 公共建築物の整備においては、市産材等を活用し積極的に木造・木質化を推進する。
- (2) 公共工事において、木材に代替できる工事用資材等については、環境に配慮して積極的に木材の利用を推進する。
- (3) 備品、消耗品等の調達においては、環境への負荷の少ない間伐材等木製品の導入を積極的に進める。
- (4) 建築物を整備する事業者等は、積極的に市産材等の利用の促進に自ら努めるとともに、市が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するものとする。
- (5) 本市の林産物の生産から消費までを一体的に考え、生産者へ利益を還元する「循環の輪」を確立するため、生産、加工、流通の関係団体で構成するふくい市の未来の森林づくり推進協議会を活用し、林産物の生産や利用に係る情報共有・調査研究、生産体制の整備、流通や販売の拡大の検討や普及啓発などに取り組むものとする。
- (6) 市民の木材利用に対する理解の醸成を図るため、建築物等における木材利用の意義について市民に分かりやすく示し普及啓発に取り組むこととする。
- (7) 本市は民間の非住宅建築物において木材の利用が図られるよう、建築主に対し、木材利用の情報、建築物木材利用促進協定制制度及び国支援制度等の周知など必要な支援を行うものとする。
- (8) 本市は住宅における市産材等の利用が図られるよう、必要な支援を行うものとする。
- (9) 本市は、公共建築物や、その他建築物を整備する事業者、設計士、林業従事者、木材製造業者及びその他関係者（以下「関係団体等」という。）と相互

に連携し、市産材等の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。

3．市における公共建築物・公共土木工事等における木材の利用

本市では、建築材料としての木材の利用促進の観点から、公共建築物について木造化を進めるとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を推進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点から、土木・農林等の公共工事に利用可能な土木資材（チップ等含む。）としての活用、さらには公共建築物等において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の推進を図る。

さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その推進を図るものとする。

4．木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、次のとおりとする。

（１）本市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）医療施設（病院、診療所等）運動施設（体育館等）社会教育施設（図書館、公民館等）公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

（２）本市以外の者が整備する（１）に準ずる建築物

これらの建築物には、地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）医療施設（病院、診療所等）運動施設（体育館等）社会教育施設（図書館、青年の家等）公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

5．公共建築物における積極的な木造・木質化の推進

公共建築物の整備においては、4の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準及びコストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、可能な限り木造化に努めるものとする。

また、本市が整備する公共建築物の整備に当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努め、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等を十分考慮し、可能な限り市産材等で合法性が証明されたものを使用するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上

もしくは防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設等、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を推進する対象としないものとする。

また、施設全体としては木造化になじまないまたは木造化が困難な場合であっても、施設を構成する個々の建築物において木造と非木造の混構造を検討するなど、耐火性能及び構造強度の確保並びに建築設計の自由度等を高めることにより、積極的に木造化を推進するものとし、木造以外の構造とする場合でも、内装木質化を積極的に推進するものとする。

6．環境に配慮した公共工事への木材・間伐材の利用推進

公共工事で施工する工作物・施設においては、環境負荷の少ない資材である木材・間伐材製品の利用を積極的に図ることとし、特に「福井県認定リサイクル製品」や県産品として紹介されている木製品については優先的に利用することとする。

また、県や福井県木材利用研究会などが取り組む木材・間伐材利用における新たな工法・技術の開発を積極的に利用するとともに、その情報を民間の工事等でも利用できるよう普及・PRに努めていくこととする。

さらに、「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」に沿って、公共空間・公園における環境保全施設や河川・農業用水施設等にも木材・間伐材を利用して、地域環境と調和した自然素材に親しめる空間や昆虫類などの生育にも適した水辺環境を創造するなど、自然環境をはじめとする環境保全の意識の高まりに応えた利用を推進することとする。

7．民間における木材利用等

本市は、市民への木材の優れた特性等のPR活動に取り組むとともに、民間施設等が整備する4(2)の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意するものとする。

さらに、一般の住宅や倉庫等の建築においてもさらなる木材の利用を普及していくため、効果的な施策の実施や新たな支援等を積極的に行うものとする。

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国基本方針および県基本方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国、県または市町の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給およびその品質、価格等に関する

正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

地域の森林資源の活用を促進し、生産者へ利益を還元する「循環の輪」を確立するため、「ふくい未来の森林づくり推進協議会」において、生産から消費までの課題や対応策等を検討し林産物の活用の促進を図る。

また、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給並びに木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に対し支援することで、民間が積極的に取り組める体制を構築する。

本市は、木質バイオマスの利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を関係団体と連携しながら促進するものとする。

８．市民における木材利用

市民は、法第７条の規定を踏まえ、木材の利用の促進に自ら努めるとともに、国、県および市町が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

９．木材利用における理解の醸成

建築物における木材の利用を広く効果的に促進するためには市民の理解の醸成が不可欠であることから、本市は県とともに、建築用木材および木造建築物の安全性や建築物における木材の利用が、その利用者の心理面、身体面に作用する効果、さらには木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果等の普及により、建築物における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

特に法第９条第２項に規定する木材利用推進の日（毎年１０月８日）および木材利用促進月間および条例第８条に規定するふくいの木の利用推進月間である１０月において重点的に、関係事業者が連携し、建築物等における木材利用の意義について、多くの市民の理解が得られ、木材利用が促進されるよう積極的に普及啓発に取り組むものとする。

また、次代を担う子どもたちが、幼少期から木に触れ親しむことをはじめ、市民一人ひとりが木の魅力や利用の意義を学ぶことにより、将来にわたり市産材等の利用を通じた森林資源の循環利用につなげていくため、「福井市木育・森育基本方針」に基づき、木工教室や積み木等、木に触れる機会を設けるなどの「森育」や「木育」の取組を推進するものとする。

第 3 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

10．公共建築物・公共工事における木材の利用の目標

本市が整備する公共建築物等の新築及び改築又は土木・農林等の公共工事等における木材の利用に関しては、原則市産材等を利用することとし、さらにその木材利用に向けた取組方針や目標量については、庁内の組織である福井市木材活用委員会において定める「福井市木材利用拡大行動計画」に基づき、適切に実施することとする。

また、その中で取組の成果について検証するとともに、今後の取組方針や木材の利用の促進に向けた措置の検討等を行う。

第 4 その他木材の利用の促進に関する必要な事項

11．木材の利用促進のための推進体制

民間施設を含む一般建築物における市産材等の利用について、本市は民間企業と連携し、施設等の木造化・木質化など民間企業での木材利用の普及に努めるものとする。

本市の公共建築物における木造化・木質化又は公共工事等における市産材等の利用について、事業を計画する各担当部局は、福井市木材活用委員会において、公共建築の整備計画や公共工事の情報を提供することとし、それを基に関係部局が連携して木材の利用推進に努めることとする。

また、庁内関係部局が所管する補助事業についても実施主体に対し、木材・間伐材の利用に努めるよう指導することとする。

さらに、本市の公共建築物の木造化・木質化、木製品等の備品など公益性・公共性の高い取組に対し、必要な木材の材料費や木工事費に森林環境譲与税を充てることで、幅広く木材の利用を推進する。

12．公共建築物における木材の供給体制

本市は、公共建築物の建築に使用する木材について円滑な供給を図るため、木材の供給に関連する者（素材生産業者、木材市場、製材業者、工務店等）の連携が円滑に行われるよう、県と連携して、流通の整備・合理化に努め、品質・性能の確かな乾燥材や集成材等が安定的に生産される体制の整備に取り組むものとする。

13．木材の適切かつ安定的な供給の確保

林業従事者や木材製造業者等の木材の供給に携わる者は、相互に連携し、サプライチェーンの構築のほか、木材の需給に関する情報の共有や木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進に取り組むなど、木材の利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

さらに、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い建築用木材の生産および供給や、木材を利用した建築工法等に関する研究および技術の開発に積極的に取り組むものとする。

14．建築物木材利用促進協定制度およびふくいの木づかい企業登録制度の活用

本市は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度および県のふくいの木づかい企業登録制度（令和 3 年 7 月 14 日県材第 655 号）の活用により、建築物における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する本制度の積極的な周知に努めるものとする。

附則

本方針は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附則

本方針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。